パリ（経済協力開発機構）（国際連合教育科学文化機関）	740,000	670,000	623,000	598,100	560,700	498,400	436,100	373,800	324,000	299,000	274,100	249,200
ブリュッセル（欧州連合）	690,000	670,000	623,000	598,100	560,700	498,400	436,100	373,800	324,000	299,000	274,100	249,200
	780,000	700,000	653,400	627,200	588,000	522,700	457,400	392,000	339,800	313,600	287,500	261,400

附　則

この政令は、平成二十八年八月一日から施行する。

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
内閣総理大臣　安倍　晋三

雇用保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年七月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十一号

雇用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

（平成二十八年熊本地震に係る職業能力開発校等の施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例）

第五条　熊本県が設置する第十二条の職業能力開発校等の施設及び設備であつて、平成二十八年熊本地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の交付に係る第十三条第一項の規定の平成二十八年度における適用については、同項中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同項第一号中「建物の新設、増設又は改設に要する経費」とあるのは「平成二十八年熊本地震により著しい被害を受けた建物の災害復旧に要する経費」と、同項第二号中「機械器具その他の設備の新設、増設又は改設に要する経費」とあるのは「平成二十八年熊本地震により著しい被害を受けた機械器具その他の設備の災害復旧に要する経費」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年七月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十二号

発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十四号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年八月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久

省　令

○厚生労働省令第百三十六号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

附則第十七条の六の二の次に次の一条を加える。

（平成二十八年熊本地震に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置）

第十七条の六の三　平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域内において第百二十三条に規定する事業主等が行う認定訓練の実施に必要な施設又は設備であつて、平成二十八年熊本地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する認定訓練助成事業費補助金の交付に係る同条の規定の平成二十八年度における適用については、同条中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同条第二号中「施設又は設備の設置又は整備に要する経費」とあるのは「平成二十八年熊本地震により著しい被害を受けた施設又は設備の災害復旧に要する経費」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。